

会則改正事項(案)

※ 抹消箇所は打ち消し線、追記事項は太字にて示す。

【退会】

第 10 条 5 項 退会届を提出した者は、在籍中の支部費・関西展運営費に未払いがある場合、退会届の提出日より起算して3か月以内にこれを支払わなければならない。
支払を行わない者は除名扱いとなる。

【休会】

第 11 条-2 項 原則として休会申請は各年度1月1日から本展での搬入日の前日までとする。本展での搬入日以降に休会申請された場合、翌事業年度より有効とする。
本人に特別な理由がある場合、役員会の承認をもって申請日より有効とする。
7 項 支部員は次の号の条件を満たさなければ、休会することができない。
1. 申請年度の前年度までの支部費が完納されていること。

※ 以下、項番号繰り下げ。

【会計報告】

第 36 条 関西展運営費に係わる会計報告書は、各事業年度ごとに作成し、7月の総会において報告する。この会計報告書では、会計監査を受ける必要はない。
2 項 関西展運営費会計報告書は、総会終了後10日以内に本会ホームページ上で閲覧可能にし、支部員への送付はしない。

※ 以下、条番号繰り下げ。